

議会だより

令和2年
第2回定例会

子育て支援センター七夕まつり



主な内容

- 町政に対する一般質問 2ページ
- 常任委員会委員長レポート 7ページ
- 全員協議会報告 11ページ
- 閉会中の継続調査報告 11ページ
- 編集後記 12ページ

ここが知りたい!

町政に対する一般質問

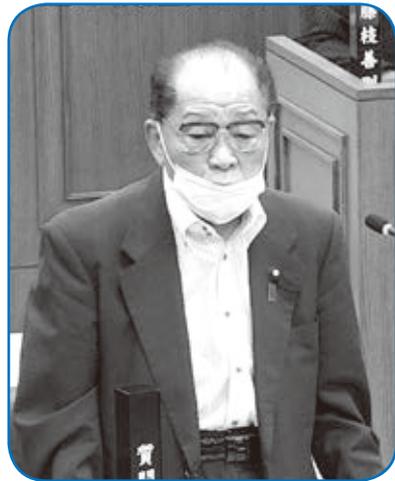


議会会議録は
松茂町立図書館に
9月に配置します

町議会定例会が6月11日から24日にかけて開催されました。2日目に当たる15日には一般質問が行われました。

緊急事態宣言が解除され、「新しい日常」が始まる中、財政、福祉、産業といった町にとって基礎的な政策について質疑応答がなされました。

春藤康雄 議員



1 地方消費税交付金の 用途について

問

(1) 昨年10月に消費税率が引き上げられ、生活必需品の値段が上がり町民の負担が増えています。松茂町はこの消費税から地方消費税交付金を受け入れておりますが、その用途は、何ですか。特に社会保障費・教育費に使われていますかお伺いします。

(2) 松茂町の人口も減少してきています。やはり町の発展のためには若い世代の人口増加が必要であると思えます。若い世代が増えて

行くには子育て支援の充実が望まれる。今後しっかりと取り組んでほしい。

(3) 消費税増税により、物件費、役務への支払い等、町の支出を増すが、その影響はどうか。我が町は何割自治になるのか。また、使用料、手数料にも消費税を含んでいるのか。

答

子育て支援策
社会保障予算に
充当しています

(1) 地方消費税交付金は、子育て支援策を含む社会福祉、障がい者福祉、児童福祉に全額充てています。教育費には子育て支援策である幼児教育無償化以外には充てていません。

(2) 町では、国・県の制度を基礎にしつつ、さらに一歩踏み込み、町独自の策として、所得制限なく、多子世帯の保育料減免、3才〜5才の子どもの第二子以降の給食費無償化を実施し、子育て支援策の充実に努めています。

(3) 消費税増税により、今年度当初予算で約三千万円の支出増となり

2 上下水道の公営企業 化について

問

上下水道事業のうち、令和3年度から下水道事業が地方公営企業会計となり、独立採算制になるが、どのように取り組むのかお伺いします。また、併せて水道事業の取り組みについてもお伺いします。

答

職員の経営意識の
向上に取り組む

昨年度から今年度の二年間の準備期間を経て、議員ご指摘のとおり、

来年度から下水道事業を公営企業会計へ移行します。これにより損益計算書や貸借対照表等の作成が義務づけられ、経営内容や財務状況が今までよりも明確になります。

全国的には下水道事業は整備拡張の時代から維持管理の時代に変わってきていますが、徳島県では整備着手の時期が遅かったこともあ

り、下水道普及率全国最下位で、まだ整備拡張に努めなければなりません。このような中、当町においても使用料収入だけで事業を運営できる状況ではなく、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況が今後も続くと思われれます。

そこで町としては、まずは下水道の普及啓発を進めるため、担当者が



公共下水道工事（マンホール蓋）

下水道未接続のお宅を訪問し、下水道接続の必要性や諸手続等を説明する営業努力を続けるとともに、中期の収支計画を立て、職員の経営意識の向上にも取り組みます。

まさに命綱である水を提供する水道事業では、議員ご指摘の独立採算制を維持していくために町は以前より計画的に漏水調査を行い、発見次第速やかに修理しております。漏水の目安となる有収率でみると、平成二十年度に比べ平成三十年度では約六％改善し、料金に反映される事のない無駄に流される水が格段に減り、経費の削減につながっております。

また水道管の耐震化工事も国・県からの交付金、補助金を活用し、計画的に進めています。さらに組織も水道課と下水道課を統合し、人員削減、業務の合理化を行い、経費削減に努めています。幸い上下水道とも使用料徴収率は一〇〇％です。

以上のことから、水道料金は県内一、二を争う低料金を維持しています。今後も公共の福祉に寄与できるように努めてまいります。

板東絹代 議員



1 生活困窮者自立支援制度について

問

現在、さまざまな理由で仕事につけず、生活に困窮している人が大勢います。これらの中で生活保護未受給者で、今後、生活保護に至る恐れがあるものの自立が見込まれる方を対象に、仕事、住まい、子どもの教育等々、さまざまな困り事相談に応じ、支援を行う生活困窮者自立支援制度があります。

一方、最近では、ひきこもりの高齢化・長期化も問題になってきていて、いわゆる八〇五〇問題、

七〇四〇問題が深刻化している。すなわち八十（七十）歳代の親の子に五十（四十）歳代の子がいるが、子が働かず、引きこもっている家庭が増えてきている。昨年三月の政府の発表では、四十歳から六十四歳での引きこもりが全国で六十一万三千人もいると。このような家庭は、いずれ親子共倒れになってしまう。

この引きこもりの件が象徴的だが、生活困窮者には地域社会から孤立した人が多く、この方たちをいかに孤立させないかが鍵となる。そこで、町の生活困窮者自立支援の取組状況につき、以下の点を質問する。

(1)相談窓口の設置状況。相談者の資格取得状況。
 (2)生活困窮世帯の現状把握状況。

(3)孤立をなくす見守り活動の状況。
 (4)訪問型支援の実施状況。
 (5)新しく雇用する相談支援員は有資格者か。

答 関係機関との連携を図る

まず当町の生活困窮者自立支援事業の実施主体について説明します。県は同事業の実施を県生活困窮者自立支援協議会に委託している、町の社会福祉協議会がこのメンバーとなっている関係で、町では主に社会福祉協議会が同事業を実施し、町はこれらを支援したり、連携しながら対応しています。

(1)相談窓口として社会福祉協議会が「暮らしサポートセンター松茂」を設置しています。就労支援等、寄せられた相談件数は昨年度で二百四十九件とのことです。今後、

相談事業充実のため、相談員を一名増員する予定です。ちなみに制度上、相談員には特に資格を要求されていません。

(2)現状把握(3)見守り活動(4)訪問型支援の実施についてはまとめてお答えします。これらの活動は社会福祉協議会が主に実施していますが、町としても民生児童委員や包括支援センター職員、保健センターの保健師による見守り戸別訪問を実施し、現状を把握するとともに、必要に応じ、社会福祉協議会とも連携し対応しているところです。今後も社会福祉法の改正動向を踏まえ、社会福祉協議会や関係機関とそれぞれの役割を担い連携し、これらの活動を行ってまいります。

(5)この事業におきましては、資格を必要とされておりませんので、社会福祉協議会が雇用する相談支援員は、資格を有することを条件にはしておりません。

お近くの 暮らしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている方が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「暮らしサポートセンター」を開設しました。

仕事がなかなか見つからない

多額の借金がある

引きこもりや不登校の家族がいる

まずはご相談ください

経済的に苦しくて生活していけない

家賃や光熱費が払えない

悩むばかりでどこに相談したらいいかわからない

相談のながれ

1 相談
暮らしのこと、家計のこと、就職のことなど、あなたが不安を抱えていることについて相談に乗ります。

2 計画づくり
あなたと一緒に、今後の生活を良くしていくための計画を作成します。

3 支援
生活の困り事の解決に向けて、あなたを支援します。

暮らしサポートセンター松茂

〒771-0220 板野郡松茂町広島字三番越2-2 老人福祉センター松鶴苑
松茂町社会福祉協議会内

☎(088)699-5352 FAX(088)699-5375

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始をのぞく)



立井武雄 議員



1 農業残渣について

問

農業（作物）残渣とは、作物の栽培を終えたときに圃場に残る植物体であるが、これが農家の皆さんの困り事の一つになっている。特に町特産の梨やさつま芋では多量に出る。

町長は今年度の所信表明で、松茂町版SDGs（持続可能な開発目標）として、この農業残渣の問題も取り上げ、その肥料化に取り組み、農家が抱える問題の解決を通じ、地域における循環型社会を実現すると述べられていた。

答

町が主体で産官学連携を進める

そこで質問する。このような取り組みを、いつ、だれが主体となつて、どのような内容で行うのか。また、他の町村で実施されている例などを参考にはできないでしょうか。

議員ご指摘の町長の所信表明を受け、町では農業残渣の肥料化事業に取り組み始めました。

まず、今年五月、後ほどご説明する関係機関と事業に向けたキックオフ会議を開催しました。

本事業には、町の事業趣旨にご賛同いただいた徳島大学、大津松茂農業協同組合松茂支所、徳島種苗株式会社に参加をいただきました。このように本事業は町が主体となり、産官学連携を進めてまいります。

取組みの内容ですが、まず徳島大学で肥料化過程での成分分析、大津松茂農業協同組合松茂支所では農家への事業案内、農業残渣の取りまとめ、徳島種苗株式会社では肥料のニーズ調査、販路の確保を担っていただきます。詳細な実施内容は今後

さらに協議の上、詰めていきますが、商品化までには複数年を想定しています。

利活用事例についても、ニーズ調査など情報収集をしっかりと行い、事業化できるよう検討して参りたいと考えております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

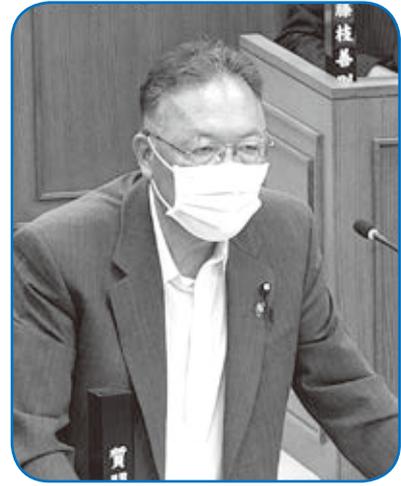


【参照】持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/



村田 茂 議員



1 農業後継者対策について

やす方策を考えなくてはいけない。

そこで町の農業後継者対策につき、以下の点を質問する。

(1) 本町の専業農家数と、そのうち後継者の有無の状況。

(2) 後継者対策の具体的実施状況。若者を本町農業に誘致する方策はないか。

(3) 農業後継者の花嫁確保策の検討・実施状況。

農業は本町の基幹産業の一つなので、後継者対策には真剣に取り組んでいただきたい。

答 イベント制度を活用し問題解決に取り組む

(1) 二〇一五年の調査では、町の専業農家数は百十三戸でした。また、これはあくまでも参考値ですが、経営耕地面積三十アール以上または、農産物販売額が五十万円以上の販売農家百九十五戸のうち、後継者がいるのは百五戸で、残りの九十戸はいませんでした。

(2) 現在、就農意欲のある若者、あるいは外国人労働者採用に向けた

さまざまな制度があります。特に農業を始めるには多額な初期費用や技術習得のための研修が必要となりますが、町ではこれらを支援する事業（農業次世代人材投資事業）を実施しています。

(3) 町では花嫁確保を支援する婚活イベントをいろいろ検討・実施しています。例えば整備中の新交流拠点を活用したイベントや本町の魅力を対外的に発信することを検討中です。これらが当町への若者誘致にもつながればと期待するところです。

また実施済みのものでしては、昨年十一月に「まつしげマルシェ」での婚活イベント、民間の婚活イベント参加のための登録料の補助があります。

就農意欲のある皆様には、これらイベントや制度をご活用いただきながら、町としても第一次産業の後継者不足、ひいては町人口減少の問題解決に取り組んでまいります。

問

現在、日本の農業は深刻な高齢化と後継者不足に悩んでいる。ピーク時には約千四百五十四万人もいた農業人口が今や二百万人を割っている。農業人口の六割が六十五歳以上で、平均年齢は六十八・五歳である。

現在、国の政策としては若年世代の育成、収穫等農作業の地域での共同体制の整備、外国人労働者の採用などを進めているが、農業に魅力がなくては新規後継者もあられない。農業のメリットを増



常任委員会 委員長レポート

第2回定例会の議決の結果、承認第1号、議案第32号～38号の7件については、原案どおり可決しております。

総務 常任委員会

総務常任委員長 春藤 康雄

付託された専決6件と議案1件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第5号「松茂町税条例等の一部を改正する条例」については地方税法の改正に伴い、松茂町税条例に係る条項について改正したものでございます。

改正の主な内容は、「所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応」、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し」などについての改正でございます。

松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第6号「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については地方税法等の改正に伴い、松茂町国民健康保険税条例に係る条項について改正したも

のでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るためなどの改正をいたしております。

令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）

所管分

専決第7号「令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分」については歳入歳出ともに各種事

総務常任委員会付託議案

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
専決第5号	松茂町税条例等の一部を改正する条例
専決第6号	松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
専決第7号	令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分
専決第9号	令和2年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
専決第10号	令和2年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分
専決第11号	松茂町税条例の一部を改正する条例
議案第36号	令和2年度松茂町一般会計補正予算（第3号）所管分

務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。尚、歳入の増加分と歳出の不用額を公共施設更新等準備基金に1億6千52万4千円を積み立てました。なお、令和元年度末、基金現在高は、47億1千9百11万1千円でございます。

令和2年度松茂町一般 会計補正予算(第1号)

専決第9号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第1号)」については松茂町独自の新型コロナウイルス対策給付金事業の取組であり、本年4月24日現在の住民に対して1人につき1万円を給付するもので、歳入歳出それぞれ1億5千3百80万円を追加するものでございます。財源は財政調整基金です。

主な質疑事項

Q 申請をしていないのは、どのような世帯がありますか

A 住居不明、通知が届いているが申請していないなどの世帯があります

令和2年度松茂町一般 会計補正予算(第2号)

専決第10号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第2号)」については本年4月27日現在の住民に1人、10万円を給付する国の特別定額給付金などの予算で、4月30日に国の補正予算が成立しましたので、同日に歳入歳出それぞれ15億4千9百万円を追加する専決処分をしたものでございます。なお、国の特別定額給付金に関する経費は、15億2千5百万円でございます。

松茂町税条例の一部を 改正する条例

専決第11号「松茂町税条例の一部を改正する条例」については4月30日地方税法の改正に伴い、松茂町税条例に係る条項について改正したものでございます。

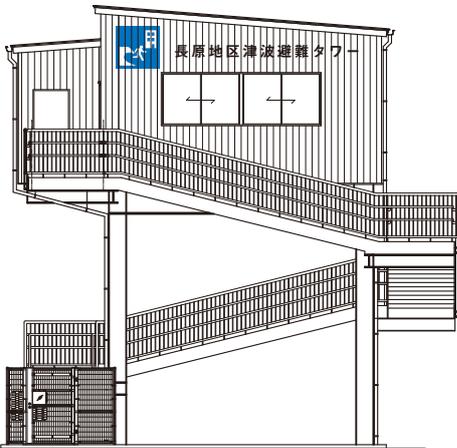
改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税の課税標準の特例措置及び地

方税の徴収猶予等についての改正でございます。

令和2年度松茂町一般 会計補正予算(第3号) 所管分

議案第36号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第3号)所管分」については歳入歳出それぞれ1億1千4百21万8千円を追加し、予算の総額を9億9千7百1万8千円とするものでございます。

今回の補正の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対策として財産管理費及び危機管理費で消耗品など5百50万円、長原地区



長原地区津波避難タワー (令和3年3月末完成予定)

津波避難タワー周辺建物事前調査委託業務3百5万2千円などを増額補正するものでございます。

産業建設常任 委員会

産業建設常任委員長 川田 修

付託された専決2件と議案1件は、原案のとおり可決いたしました。

令和元年度松茂町 一般会計補正予算 (第7号) 所管分

専決第7号「令和元年度松茂町一般会計補正予算(第7号)所管分」については歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。

主な質疑事項

Q 特産品の開発事業は元年度で実績はありましたか。

A 特産品開発事業で6次化製品の干し芋乾燥機購入2件の実績がありました。

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
専決第7号	令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分
専決第8号	令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
議案第35号	松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

専決第8号「令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」については既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2千342万8千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ4億7千692万2千円としたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、事業費の確定による繰入金金の減額補正、歳出では、各種事務・事業を実施した結果、不用額を減額補正しました。また、債務負担

令和元年度松茂町 公共下水道特別会計 補正予算（第5号）

Q 農地費で、県が実施する中須入江川樋門改修工事の負担金の減額はどのような理由ですか。また、町の負担率は25パーセントですか。

A 河川内部の係留船の排除に時間を要し、改修が1年先送りとなったため減額補正いたします。なお、町負担は、お見込みの通りです。

議案第35号「松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について条例の一部改正の目的は、「中喜来宮前地区計画」決定に伴い、同地区の適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築基準法第68条の2の規定に基づき、地区計画において定めた事項のうち、特に重要な事項として建築物の用途などに関する制限を定めるものであります。

行為の水洗便所改造資金利子補給費につきましては、実績がなかったため廃止しました。

なお、令和元年度末の接続状況については、公共汚水ます設置戸数、1,234戸に対して、接続完了戸数が688戸で、接続率は55.75%となっております。

松茂町地区計画の区域 内における建築物の 制限に関する条例の 一部を改正する条例



専決第10号「令和2年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分」については、新型コロナウイルス対策として子育て世帯臨時特別給付金の事業実施のため補正を行ったものでございます。これは、見

専決第7号「令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分」についての補正は、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。

令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分

専決第7号「令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分」

付託された専決2件と議案6件は、原案のとおり可決いたしました。



承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
専決第7号	令和元年度松茂町一般会計補正予算（第7号）所管分
専決第10号	令和2年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分
議案第32号	松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第33号	松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
議案第34号	松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
議案第36号	令和2年度松茂町一般会計補正予算（第3号）所管分
議案第37号	令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第38号	令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

童手当を受給する0才～中学生のいる世帯に対し、対象者1人につき1万円を支給する事業でございます。

ます。令和2年4月分の児童手当受給者等に6月下旬から支払う予定であります。

松茂町国民健康保険 条例の一部を 改正する条例

議案第32号「松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより労務に服することができなくなった、給与の支払を受けている国民健康保険被保険者に対し、傷病手当金を支給する規定を追加するものでございます。

松茂町後期高齢者医療 に関する条例の一部を 改正する条例

次に議案第33号「松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより労務に服することができなくなった、給与の支払を受けている後期高齢者医療被保険者に対し、徳島県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するにあたり、その事務の一部を町において行うための規定を追加するもので

ございます。

松茂町介護保険条例の 一部を改正する条例

議案第34号「松茂町介護保険条例の一部を改正する条例」については、消費税率の引き上げによる増収分を財源として、住民税非課税世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を拡充する改正を行うものでございます。

令和2年度松茂町一般 会計補正予算（第3号） 所管分

議案第36号「令和2年度松茂町一般会計補正予算（第3号）所管分」についての補正の主なものとしては、小中学校・校内通信ネットワーク整備事業で児童・生徒に1人1台タブレットを購入する費用9千8百48万円などを増額補正するものでございます。歳入予算では、その充当財源として教育費国庫補助金で3千6百90万円、財政調整基金繰入金6千1百58万円などを増額補正したものでございます。

主な質疑事項

Q タブレットの購入については県教育委員会でまとめて購入するんですか

A 県の共同購入です。

令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第37号「令和2年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、議案第32号「松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例」に伴い、歳出で傷病手当金30万円と歳入で県補助金を同額補正するものでございます。

令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)

次に議案第38号「令和2年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、議案第34号「松茂町介護保険条例の一部を改正する条例」に関連するもので、歳入歳出予算の総額に変更ございません。

国において住民税非課税世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が拡充されることにより、歳入において介護保険料収入を5百19万円減額補正し、その減額分を一般会計繰入金で補うものでございます。なお、繰入金金の財源は、国・県・町費でございます。

全員協議会報告

令和2年6月11日に11名の議員、町長をはじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項及び新型コロナウイルス感染症拡大対策などについて協議いたしましたので主な内容を報告します。

第5次松茂町総合計画、実施計画、令和2年度版について

第5次松茂町総合計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「基本構想」が最上位にあり、その下に前期5年・後期5年を計画期間とする「基

本計画」、さらにその下に3年間を計画期間とし、毎年見直しを行う「実施計画」から構成されています。今回は令和元年度の実績と令和2年度までの実施計画について、「コミュニティバス事業」、「コミュニティスクール運営支援事業」、「総合体育館空調設備整備事業」、「中学校第2グラウンド整備事業」、「SDGs推進事業」などの新規事業、継続事業などを取り上げた説明がありました。

新型コロナウイルス感染症対策について

松茂町での新型コロナウイルス感染症対策について各分野における詳細な説明がありました。

主に、5月21日から主な施設や事業の再開に向けた感染防止対策、避難場所における感染防止対策、イベント等の感染防止対策、学校における感染防止対策について様々なケースを考えた対応策の説明を受けました。

児童クラブ指定管理者指定手続について

児童クラブ、指定管理者指定手続のスケジュールについて説明を受けました。現在、東部児童クラブ、長原児童クラブ、松茂児童クラブ、喜来児童クラブの4施設については、指定管理期間が今年度末に5年の期間満了を迎えます。新たに指定管理者の指定手続を行うため、公募により広く事業者を募集したいと考えていると説明がありました。

関会中の継続調査報告

5月に予定していた産業建設常任委員会の開催が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止になり、町より書面・図面での説明を受けました。内容としては、建設課所管の令和元年度事業実施箇所及び令和2年度事業予定箇所のうち主要な箇所の確認をいたしましたのでご報告します。

令和元年度事業実施 竣工状況について

道路橋梁費の工事請負費では合計14件の9千621万7千円、修繕料（道路の簡易な舗装補修）1千175万9千円、委託料（道路実施設計や測量調査、側溝清掃や路肩の除草等）1千482万4千円の合計1億2千280万円の事業を実施しました。農業土木事業費の工事請負では、4件の水路補修工事2千939万4千円、委託料（測量設計）27万5千円の合計2千966万9千円の事業を実施しました。道路橋梁費とあわせて総事業費1億5千246万9千円です。

令和2年度事業施行要望 箇所について

道路橋梁費では、老朽化が進んでいる橋梁修繕による長寿命化や防衛省の補助金による舗装工事など、9千800万円を予定し、この中には、地元要望を受けて実施する金額も含んでいます。修繕費は、800万円、委託料は、2千

900万円で合計1億3千500万円となります。農業土木事業費では、工事請負費2千万円、委託料は測量設計費400万円の合計2千400万円となり、総事業費合計1億5千900万円となります。



用排水路改修工事

道路舗装改修工事



編集後記

県境をまたぐ移動の自粛が解除されましたが、予断を許さない状況であります。

新型コロナウイルス対策の臨時休校による学習の遅れを取り戻すため、小中学校では夏休みを短縮して登校し、授業を行っています。町内全校でエアコンが整備されているため、まだ救われます。

第2回定例会はコロナ対策の報告やこれからの対策などに多くの時間を割きました。コロナ問題の早期の終息を衷心より願うものであります。

＝ 広報 常任委員会 ＝

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
米田	村田	川田	立井	森谷	佐藤	板東
利彦	茂		武雄	禎靖		絹代